諮問番号：平成２９年度諮問第２６号
答申番号：平成２９年度答申第２９号

答　申　書

第１　審査会の結論

○○○○○○○○○○○○○○所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成○○年○月○○日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）の規定による保護申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第２　審査関係人等の主張の要旨

１　審査請求人

（１）審査請求書に記載されている主張の要旨

ア　法には、病気療養上著しく環境が悪い場合、転居を認める条文がある。

○○歳で病気を抱えている身ではあるが生活保護には頼らずクラウドなどで収入を得る準備を整えてなるべく早く保護からの脱却を目指して行くと処分庁には示唆している。

病気療養上著しく環境が悪い場合とは何を指すのか。病状が現れないので診断書も書いては貰えず悩んでいる。保護受給者が自立を目指そうと努力しているのを処分庁担当者は認めようとはしない。今の住居では健全な体調も精神状態も維持できない。

イ　前住居の家主が相当の理由を以て立ち退きを要求し借家契約の更新を拒否し解約の申し入れを行ったことで地域や部屋を選別する時間もなく現在に至る。○○○○（○○○○○○○○○○○○○○○○○）○○○○○○○○、○○○○、○○○○○、○○○○○○などの病状を抱えているがこのまま頼り続ける生活は本意ではない。

平成○○年○月に入居してから現在まで深夜騒音で睡眠を妨げられ○○○○○○○○○○○○○○○○○○でストレスと激痛に耐え○○○○○○では階段の昇降にも苦痛を伴い医師の指示で電気治療を続けているが緩和には長期療養を要する。規則正しい生活から収入を得て保護脱却を実現させたいのだが現状の生活環境が悪く体調を維持出来ない状況にある。保護に頼らず収入を得る方向性も出来てはいるが普通の生活が送れないのではどうしようもない。

管理会社も深夜騒音対策に立ち入る事もせず解決には至らない。民民の争いに介入できないのは仕方ないが深夜騒音は生活するのに迷惑でしかない。注意しても騒音は止まず深夜のテレビ音や話し声、トイレ水音やドアの開閉音、階段を飛び跳ねる音や物を落とす音などで神経が苛立つ程の不快感で眠れず胸の痛みと息苦しさで夜を明かしたことも５度や６度ではない。この状態が続いている事で体の隅々に弊害を及ぼしている。このような状況を理解した上で至急転居申請を検討してもらいたい。

ウ　以上の理由により、本件処分の取消しを求める。

（２）審理員に提出された書面に記載されている主張の要旨

ア　平成〇〇年〇月〇〇日　Ａ整形外科（〇〇〇治療）

レントゲン検査を希望し前回と比較して判断を仰ぐが症状に然程変化は無いとの診断であった。階段昇降時に痛みと苦痛を伴い内容を伝えてはいるが明確な原因がレントゲン撮影だけでは判断できずＭＲＩ撮影での確認が必要とのことであった。

イ　平成〇〇年〇月〇〇日　Ｂ病院（循環器）

〇月の検査（〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）結果として〇〇〇〇〇〇〇〇が確認され〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が確認され対処方法を聞くが理解できない。

〇〇〇〇〇〇〇の治療も聞かされたがリスクを考えると踏み切れない。総合的に考えて通常歩行や階段昇降時に起きる動悸や息切れの原因も〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇睡眠不足とストレスから来る怒り苛立ちも関係していることも無いとは言えない。

日々〇〇〇〇〇と向き合い何が元凶なのか探し続けている。こんな事で悩み苦しむ事を望んではいない。

ウ　上記の内容から診断書を求めても受諾はして貰えないと判断した。担当医意見として当然だと理解している。

（３）審理員による口頭意見陳述（平成〇〇年〇月〇〇日実施）における主張の要旨

ア　役所で録音機の貸出しをしていると聞いたことがあるが、録音しても、どういう状態で、どれだけ離れて録音したのかは分からない。その録音を聴いた人の受け止め方によって、これは酷い、あるいは、大したことはないと思うことになる。

イ　医者はストレスなどでは原因が分からないので、診断書は書かない。今の部屋の上の住人の騒音が原因で、〇〇〇〇〇〇〇〇疑いがあるという診断書は絶対に書かない。それを出せというのは無謀な話である。

（４）本審査会による口頭意見陳述（平成２９年１２月２０日実施）における主張の要旨

仕事をする準備ができたので、今の状況を脱却したいと処分庁に再三言ったにもかかわらず、なぜ、これを嫌がるのか理解できない。
言いたいことは、夜眠りたいだけである。

２　審理員による口頭意見陳述における処分庁の主張の要旨
（１）騒音問題については、生活音の話なので、相互に許容する部分が必要であると思われる。許容範囲を超えるようであれば、本人同士の争いになるので、行政は介入できない。
（２）病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合の事例としては、例えば、○○○○○○○○○○○○○○○○○、階段の昇降が著しく困難である場合には、２階から１階に移転又はエレベーター付きのマンションに転居することを認めたケースはある。

３　審査庁
審理員意見書のとおり、本件審査請求は棄却すべきである。

第３　審理員意見書の要旨

１　審理員意見書の結論
本件審査請求は棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由
（１）審査請求人は、自宅上階の住人の深夜における生活騒音により、安穏な睡眠を妨げられたために体調が悪化し、この生活環境は、著しく環境条件が悪い場合に該当するとして、医師の診断書を添付して、平成○○年○月○○日に審査請求人が処分庁に提出した転居費用の支給を求める保護開始（変更）申請（以下「本件申請」という。）を行ったことが認められる。一方、処分庁は、生活上の生活音のことであり、医師の診断書について、通院加療が必要な症状があることは確認できるものの、転居の必要性については触れられていないことから、支給要件に該当しないとして、本件処分を行ったことが認められる。
（２）審査請求人は、自宅上階の住人から発せられていると思われる深夜の生活騒音に悩まされており、請求人が希求する平穏な生活が阻害され、そのために心身の体調に悪影響が出ている旨主張しており、その騒音程度の客観性はともかく、深夜、自己の飼い犬が不審な音を発する天井に向って吠え、近隣に迷惑とならぬように、それをなだめている審査請求人の状況を思い浮かべると、審査請求人の主張は心情としては理解できるものである。

（３）しかしながら、「病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合」とは、騒音、振動、悪臭等により当該被保護者の病気療養に悪い影響を及ぼすものと認められる場合とされている。また、社会通念上、この騒音等には、いわゆる日常的に発生している生活音までを想定して規定しているものではなく、日常生活における騒音については、個々人において騒音に対する感受性や受忍限度は異なるものであるとされており、個々の生活状況や住居環境によって大きく影響を受けるものでもあることから、一律に、法律や条例の規制対象とはせずに、当事者同士で、あるいは家主や住宅管理会社を交えて、お互いの立場を理解しながら、気遣い、配慮することにより解決すべきこととされている。

本件については、医師の診断書にある審査請求人の病名や病状についての記述について、生活騒音に起因し、生活騒音が影響を与えているものと読み取ることは困難である。

（４）したがって、転居費用の支給要件に該当しないとして、処分庁が請求人に対して、本件処分を行ったことについて、違法又は不当な点があるとまでは認められない。

（５）他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第４　調査審議の経過

平成２９年１０月３０日　諮問の受付
平成２９年１１月２日　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知
　　主張書面等の提出期限：１１月２１日
　　口頭意見陳述申立期限：１１月２１日
平成２９年１１月６日　第１回審議
平成２９年１１月２０日　審査請求人の口頭意見陳述申立書を受領
平成２９年１１月２９日　第２回審議
平成２９年１２月２０日　口頭意見陳述の開催及び第３回審議
平成３０年１月１２日　第４回審議

第５　審査会の判断

１　法令等の規定

本件処分に関する法令等の規定は下記のとおりである。

（１）法第１４条には、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居及び補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われる旨定めている。

（２）「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知）第７の４の（１）のカにおいて、敷金等について、「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、（中略）必要な額を認定して差し支えない」と定めている。

（３）「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和３８年４月１日社保第３４号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）の問（第７の３０）において、転居に際し敷金等を必要とする場合に該当する場合が掲げられており、その１つとして、「病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合又は高齢者若しくは身体障害者がいる場合であって設備構造が居住に適さないと認められる場合」が掲げられている。

なお、「病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合」とは、騒音、振動、悪臭等により当該被保護者の病気療養に悪い影響を及ぼすものと認められる場合であり、嘱託医等実施機関の指定する医師の意見を求めた上で判断する必要があると解されている。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（審理員意見書、事件記録等）、本審査会が実施した口頭意見陳述の聴取結果記録書等（以下これらを「本件記録」という。）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成○○年○月○日、処分庁は審査請求人からの保護開始申請書を受領した。

（２）平成○○年○月○○日、処分庁による審査請求人宅の訪問調査において、審査請求人から転居に関する相談があった。

（３）平成○○年○月○○日、審査請求人が処分庁に来庁し、隣人の騒音に困っており、住宅管理会社に相談しても抜本的な解決に至らない旨の相談があった。

（４）平成○○年○月○日、処分庁は審査請求人に対し、法に基づく保護を開始した。

（５）平成○○年○月○○日、審査請求人は処分庁に来所し、審査請求人宅上階の住人の騒音に対する管理会社の対応が不十分である旨の相談があった。

（６）平成○○年○月○○日、審査請求人から処分庁に対し、本件申請があった。

（７）平成○○年○月○○日、処分庁はケース診断会議において、本件申請について転居費用の扶助に係る支給を認めるべきか検討した結果、課長通知の問（第７の３０）における「病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合」には該当しないと判断し、本件申請を却下することを決定した。

（８）平成○○年○月○○日付けで、処分庁は審査請求人に対し、本件申請の

却下通知を行った。

３　判断

審査請求人は、法は、病気療養上著しく環境が悪い場合には転居を認めており、同人は、○○○○○○○○○○○○○などを患っている中、自宅周囲の住人の騒音等により、睡眠を阻害されストレスで体調を維持することができないため転居費用の支給を求める申請を行った旨主張する。

そこで、判断するに、上記１（２）及び（３）のとおり、「病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合」は、「転居に際し、敷金等を必要とする場合」に該当し、その場合は、所定の額の範囲内において必要な額を認定して差し支えないとされているところ、本件記録によれば、審査請求人から処分庁に提出された平成○○年○○月○日付けＡ整形外科の診断書には、「病名：○○○○○○○○　○○○○○○○　上記病名による○○○○○○○○○○、○○○○○○、○○○○○があり、通院加療が必要な状態である」と記載されているが、この記載からは、審査請求人が主張する近隣住人による騒音に起因して病気療養上著しく環境条件が悪いことを裏付ける事実を確認することができず、その他に当該事実を確認できる資料は提出されていない。

以上のとおり、本件処分については、上記１の法令等の定めに従い行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第３部会
委員（部会長）曽和　俊文
委員　　中川　元
委員　　前田　雅子